

# 「令和3年度海邦養秀ネットワーク構築事業」委託業務企画コンペ募集要領

## 1 趣旨

本事業は、沖縄県の若い世代を海外に派遣し、国際感覚に富む人材を育成するとともに、現地の県系人、特に若い世代との交流を通して相互の絆の強化に努め、派遣先国の県系人社会の活性化を図ること等により、「ウチナーネットワーク」の継承及び発展に資することを目的とする。

なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を考慮し、オンラインを活用した海外交流とする。

## 2 実施主体

海邦養秀ネットワーク構築事業実行委員会（事務局：沖縄県文化観光スポーツ部交流推進課）

## 3 企画コンペ概要

- (1) 名称：「令和3年度海邦養秀ネットワーク構築事業」委託業務企画コンペティション（以下「コンペ」という。）。
- (2) 方法：委託業務企画提案書による。
- (3) 業務内容：別添1「令和3年度海邦養秀ネットワーク構築事業委託業務仕様書」を参照

## 4 参加資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (2) 県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で実施する場合には、代表法人が県内本店又は支店を有していること。
- (3) 共同企業体で実施する場合は、共同企業体の中に代表法人を1者置くものとし、協定書を提出すること。代表法人は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表する。代表法人は以下の要件を満たすことが必須である。
  - ア 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
  - イ 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
  - ウ 県内において業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。
- (4) 本業務の実施に際して、正副2名以上の専任の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれる者であること。
- (5) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員が法人単体で申請することはできない。
- (6) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する登録を受けた者であること。ただし、共同企業体の場合は、構成員のうち同法に基づく旅行業務を行う者のみ当該登録を受けていればよいものとする。
- (7) 暴力団（沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）と関係を有している者でないこと。

## 5 質問

質問は、別紙「質問書（様式2）」をFAX又はメールにより提出し、送信後は必ず電話確認を行うこと。質問及び回答については、ホームページに随時掲載する。

なお、FAX、メールに起因するトラブルに関して、海邦養秀ネットワーク構築事業実行委員会は一切責任を負わないものとする。

- ア 質問受付期間 公告の日 ～ 令和3年7月8日（木）17時まで  
イ 質問受付場所 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁5階  
沖縄県文化観光スポーツ部交流推進課内  
海邦養秀ネットワーク構築事業実行委員会事務局  
TEL：098-866-2479 FAX：098-866-2960  
E-mail：aa082400@pref.okinawa.lg.jp

## 6 応募方法

以下の書類を必要部数作成し、提出期限までに持参又は郵送（書留郵便）にて提出すること。

なお、企画提案書の作成にあたっては、別添1「令和3年度海邦養秀ネットワーク構築事業委託業務仕様書」を参照すること。

提出物	提出様式	提出部数	備考
(1) 企画提案書	様式1 及び 任意	8部	①様式1を表紙とし、企画の詳細についてはA4版縦置き・横置き又はA4版横置き・横書き（任意様式）とすること。 ②8部のうち1部は、綴らずに提出すること（コピー原稿用）。
(2) 委託業務見積書	任意	8部	
(3) 協定書	任意	1部	共同企業体を形成する場合に提出
(4) 会社概要	任意	8部	パンフレット等
(5) その他	任意	1部	4の参加資格を満たすことを証する書類を提出すること。

## 7 提出期限

令和3年7月13日（火）17時（必着）

## 8 提出場所

沖縄県庁5階 文化観光スポーツ部 交流推進課（玉城）

## 9 選定委員会におけるプレゼンテーション

企画提案者の中から参加資格を満たす者を対象として優先交渉権者を決定する、選定委員会を下記のとおり開催する。なお、3を超える企画提案があった場合には、書面による一次審査を実施し、一次審査を通過した者のみ選定委員会において審査されるものとする。

また、選定委員会にあわせて、企画内容をより詳細に検討・評価するため、プレゼンテーションを行うものとする。なお、時間配分は1者あたり30分とし、内訳は下記のとおりとする。

- ・企画提案書に基づいたプレゼンテーション 20分
- ・委員からの質疑応答 10分

- (1) 日程 (予定) 令和3年7月16日(金) 10時
- (2) 場所 (予定) 沖縄県庁内会議室

## 10 選定方法

選定委員会において、プレゼンテーション終了後に各選定委員の評価を集計し、優先交渉権者を選定する。

## 11 契約に関する事項

契約は、選定された優先交渉権者と海邦養秀ネットワーク構築事業実行委員会との間で協議を行い締結する。ただし、当該協議において合意に至らなかった場合は、次点者を優先交渉者とする。

## 12 公募から決定までの委託業務コンペスケジュール (予定)

- (1) 質問受付期間 公示の日～7月8日(木) 17時まで(必着)
- (2) 企画提案書提出期限 令和3年7月13日(火)17時まで(必着)
- (3) コンペ日程連絡 令和3年7月14日(水)予定
- (4) 優先交渉権者選定委員会 令和3年7月16日(金)予定
- (5) 優先交渉権者決定通知 令和3年7月19日(月)予定

## 13 その他

- (1) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書等の作成に係る経費は参加者負担とし、提出物は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4) 採用された企画案については、実施段階において、予算やその他の事業により変更することがある。
- (5) 検討すべき事項が生じた場合は、海邦養秀ネットワーク構築事業実行委員会事務局と受託業者で別途協議する。
- (6) 委託業務の実施により取得した著作権等については、海邦養秀ネットワーク構築事業実行委員会に帰属する。
- (7) 本委託契約は消費税法上役務の提供に該当し、原則として経費全体が消費税の課税対象となる。
- (8) 事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、その支出した額を契約額の範囲内で支払う。
- (9) 受託決定後、受託者が免税事業者である場合には免税事業者届出書を提出すること。